

契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
南大阪高等職業技術専門校	<p>下記の業務委託契約について、請書（仕様書）で定める必要な届出を受注者から受理していなかった。</p> <p>中央監視装置保守点検業務（594,000円）</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報取扱作業責任者届（請書及び特記仕様書Ⅱ個人情報取扱特記事項第3） 	<p>検出事項について、請書（仕様書）に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>請書（仕様書）で定められた受注者からの届出を受理するとともに、業務委託契約に基づく手続を確認するよう所属内で周知徹底した。</p> <p>今後は、業務委託契約に基づき、適正な事務処理を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年10月24日）

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
砂川厚生福祉センター	<p>大阪府財務規則第47条によれば、概算払を受けた者は、旅費の確定後30日以内に精算を行う必要があるとされているが、精算が遅延しているものが2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="468 569 1522 789"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和歌山県</td> <td>平成28年5月16日から同月17日まで</td> <td>1,960円</td> <td>平成28年8月23日</td> </tr> <tr> <td>埼玉県</td> <td>平成28年7月4日から同月8日まで</td> <td>51,520円</td> <td>平成28年9月5日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	和歌山県	平成28年5月16日から同月17日まで	1,960円	平成28年8月23日	埼玉県	平成28年7月4日から同月8日まで	51,520円	平成28年9月5日	<p>検出事項について、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>	<p>同事案について、平成28年8月23日及び同年9月5日に精算の決裁を完了している。</p> <p>また、平成29年3月9日開催のセンター内幹部会議において、次長から各課長に管外出張等の復命を含め取扱について説明し、速やかに手続きを行うよう周知徹底した。</p> <p>併せて今回の監査委員事務局の指摘を踏まえ、改めて旅費・研修担当者に領収書の提出が遅れている者については、個別に提出を促し、期限内に手続きを行うよう周知した。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	精算日												
和歌山県	平成28年5月16日から同月17日まで	1,960円	平成28年8月23日												
埼玉県	平成28年7月4日から同月8日まで	51,520円	平成28年9月5日												

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年11月30日）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
茨木保健所	<p>直接監督責任者が時間外勤務命令を行った後に、時間外勤務を行った職員が、時間外勤務実績入力を失念したまま放置されていた事案が合計17件あった。</p> <table border="1" data-bbox="557 531 1489 680"> <thead> <tr> <th data-bbox="557 531 667 604">人数</th> <th data-bbox="667 531 845 604">延べ件数</th> <th data-bbox="845 531 1489 604">事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="557 604 667 680">8名</td> <td data-bbox="667 604 845 680">17件</td> <td data-bbox="845 604 1489 680">平成28年4月から 平成29年3月まで</td> </tr> </tbody> </table>	人数	延べ件数	事実発生時期	8名	17件	平成28年4月から 平成29年3月まで	<p>速やかに是正措置を講じられたい。職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行うとともに、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか把握を行うなど、適切な勤務管理を行われたい。</p>	<p>職員が失念していた時間外勤務実績入力は、当該職員に実績を確認の上、総務サービス課に追給手続きを行った。</p> <p>直接監督責任者が時間外勤務命令を行った場合は、時間外勤務実績状況を把握のうえ、総務事務システムにて実績入力を確認、速やかに承認を行うなど、適切な勤務管理を行うよう幹部会にて周知徹底した。</p> <p>また、職員には毎月月末に当月の時間外勤務の実績入力漏れが無いよう引き続きメールにて注意喚起を行っていく。</p>
人数	延べ件数	事実発生時期							
8名	17件	平成28年4月から 平成29年3月まで							

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年12月5日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容									
守口保健所	<p>直接監督責任者が時間外勤務命令を行った後に、時間外勤務を行った職員が、時間外勤務実績入力を失念したまま放置されていた事案が合計2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="557 527 1489 730"> <thead> <tr> <th>人数</th> <th>延べ件数</th> <th>事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成28年5月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成28年6月</td> </tr> </tbody> </table>	人数	延べ件数	事実発生時期	1名	1件	平成28年5月	1名	1件	平成28年6月	<p>速やかに是正措置を講じられたい。職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行うとともに、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか把握を行うなど、適切な勤務管理を行われたい。</p>	<p>速やかに職員に時間外勤務の実績を確認し、平成28年5月分については、時間外勤務実績の申請及び承認処理を行った。これにより時間外手当の追給が発生した職員に対しては、追給を行った。</p> <p>一方、平成28年6月分については、時間外勤務自体は発生していないことを確認し、システム上の入力不備を修正した。</p> <p>今後適正な勤務管理を行っていくため、(1)所属職員が時間外勤務を行った場合は、速やかに実績登録を行うこと、(2)直接監督責任者は、実績登録がされていない場合、当該職員に対し速やかに登録を行うよう指導すること、(3)直接監督責任者は毎月末に申請・承認漏れがないかを確認することについて、所属職員に周知徹底を行った。</p>
人数	延べ件数	事実発生時期										
1名	1件	平成28年5月										
1名	1件	平成28年6月										

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年11月28日）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
東大阪高等職業技術専門校	<p>下記の工作物について、公有財産台帳に登録されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="501 489 1460 720"> <thead> <tr> <th>財産名称</th> <th>種目名称</th> <th>数量</th> <th>取得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バリカー</td> <td>雑工作物</td> <td>1 式</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>庇</td> <td>雑工作物</td> <td>1 個</td> <td>不明</td> </tr> </tbody> </table>	財産名称	種目名称	数量	取得金額	バリカー	雑工作物	1 式	不明	庇	雑工作物	1 個	不明	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の取得登録) 第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。 (以下略)</p> </div>	<p>公有財産台帳に登録を行った。 また、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づく適正な事務処理について、課内会議で周知徹底した。</p>
財産名称	種目名称	数量	取得金額												
バリカー	雑工作物	1 式	不明												
庇	雑工作物	1 個	不明												

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年10月11日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																										
南大阪高等職業技術専門校	<p>1 下記について、公有財産台帳の登録内容に誤りがあった。</p> <table border="1" data-bbox="477 489 1110 699"> <thead> <tr> <th colspan="2">財産種別</th> <th rowspan="2">財産名称</th> </tr> <tr> <th>正</th> <th>誤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工作物</td> <td>建物</td> <td>自転車置場</td> </tr> <tr> <td>工作物</td> <td>建物</td> <td>機材置場</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 下記の行政財産の使用許可について、公有財産台帳に更新登録が行われていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="477 926 1561 1157"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>使用目的</th> <th>使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>4台</td> <td>自動販売機設置</td> <td>534,380円</td> <td>H29.4.1～ H30.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>4台</td> <td>自動販売機設置</td> <td>881,280円</td> <td>H29.4.1～ H30.3.31</td> </tr> </tbody> </table>	財産種別		財産名称	正	誤	工作物	建物	自転車置場	工作物	建物	機材置場	種別	許可数量	使用目的	使用料	許可期間	建物	4台	自動販売機設置	534,380円	H29.4.1～ H30.3.31	建物	4台	自動販売機設置	881,280円	H29.4.1～ H30.3.31	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録又は登録内容を修正するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【公有財産事務の手引】 第3章 公有財産の管理事務 第2節 公有財産台帳の整備 第2 台帳整備 1 台帳への登録 (2) 建物等の定義 ① 建物 建物とは、屋根及び周壁又は、これと同等のものを有し、土地に定着した建築物であって、その目的とする用途に供する状態にあるものをいう(原則として、仮設建築物は含まれない)。 周壁(側壁も同様とする。)とは、社会通念上容易に取り外しのできないものであり、当該建築物の軒の高さの1/2以上を占めるものをいう。 ② 工作物 工作物とは、土地の定着物(立木を除く。)のうち、建物以外のもので継続して独立の効用を果たすものをいう。土地の定着物とは、土地に固定的に付着して容易に移動しえないものであって、土地から分離すれば、当該財産としての効用を果たさないものをいう。</p> </div>	<p>1 自転車置場及び機材置場について、工作物として修正登録を行った。 また、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づく適正な事務処理について、所属内で周知徹底した。</p> <p>2 更新登録が行われていなかった行政財産の使用許可について、公有財産台帳に更新登録を行った。 また、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づく適正な事務処理について、所属内で周知徹底した。</p>
財産種別		財産名称																											
正	誤																												
工作物	建物	自転車置場																											
工作物	建物	機材置場																											
種別	許可数量	使用目的	使用料	許可期間																									
建物	4台	自動販売機設置	534,380円	H29.4.1～ H30.3.31																									
建物	4台	自動販売機設置	881,280円	H29.4.1～ H30.3.31																									

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成29年10月24日)

資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容											
東大阪高等職業技術専門学校	<p>下記について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過小となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="501 533 1546 930"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="501 533 1160 611">契約名称</th> <th data-bbox="1160 533 1546 611">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="501 611 1160 716">溶接・板金技術科、溶接技術科実習場電源改修工事</td> <td data-bbox="1160 611 1546 716">394,956円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 716 560 930" rowspan="2">内 訳</td> <td data-bbox="560 716 1160 821">溶接・板金技術科、溶接技術科実習場電源改修工事</td> <td data-bbox="1160 716 1546 821">291,600円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 821 1160 930">キャビネット（スイッチ収納箱）購入</td> <td data-bbox="1160 821 1546 930">103,356円</td> </tr> </tbody> </table>	契約名称		金額	溶接・板金技術科、溶接技術科実習場電源改修工事		394,956円	内 訳	溶接・板金技術科、溶接技術科実習場電源改修工事	291,600円	キャビネット（スイッチ収納箱）購入	103,356円	<p>保有財産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、速やかに修正を実施されたい。また、固定資産計上基準表等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 別表4 固定資産計上基準表 (固定資産計上の基本方針)</p> <p>1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけではなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。</p> <p>2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p> </div>	<p>溶接・板金技術科、溶接技術科実習場電源改修工事について、公有財産台帳に資産として登録を行うとともに、会計局会計指導課へ複式仕訳の修正依頼を行い、資産として仕訳修正作業を完了した。</p> <p>また、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づく適正な事務処理について、課内会議で周知徹底した。</p>
契約名称		金額												
溶接・板金技術科、溶接技術科実習場電源改修工事		394,956円												
内 訳	溶接・板金技術科、溶接技術科実習場電源改修工事	291,600円												
	キャビネット（スイッチ収納箱）購入	103,356円												

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年10月11日）